

一般ガスプラン

(主契約料金表)

2019年10月1日実施

取次事業者:株式会社グローアップ

(ガス小売事業者:株式会社ファミリーネット・ジャパン)

ガス料金その他の供給条件の内容

一般ガスプラン

1 対象となるお客さま

東京瓦斯株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、ガス需給約款1(対象となるお客さま)および次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1)同一の需要場所において、この料金表のガスの需給契約と、契約されること。
- (2)当社が、当社の定める方式により、この料金表により算定されたガス料金を請求できること。

2 ガス料金

ガス料金は、基本料金および従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表(原料費調整)1(1)によって算定された平均原料価格が57,250円を下回る場合は、別表(原料費調整)1(4)によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表(原料費調整)1(1)によって算定された平均原料価格が57,250円を上回る場合は、別表(原料費調整)1(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

なお、使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Aを、使用量が20立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合には料金表Bを、使用量が80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合には料金表Cを、使用量が200立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合には料金表Dを、使用量が500立方メートルをこえ、800立方メートルまでの場合には料金表Eを、使用量が800立方メートルをこえる場合には料金表Fを、それぞれ適用いたします。

(1) 料金表 A

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	東京瓦斯同様
---------	--------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	東京瓦斯同様
-------------	--------

(2) 料金表 B

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	東京瓦斯同様
---------	--------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	東京瓦斯同様
-------------	--------

(3) 料金表 C

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	東京瓦斯同様
---------	--------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	東京瓦斯同様
-------------	--------

(4) 料金表 D

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	東京瓦斯同様
---------	--------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	東京瓦斯同様
-------------	--------

(5) 料金表 E

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	東京瓦斯同様
---------	--------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	東京瓦斯同様
-------------	--------

(6) 料金表 F

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	東京瓦斯同様
---------	--------

(ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	東京瓦斯同様
-------------	--------

3 日割計算

(1)当社は、(2)の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。

(2) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。

①定例検針日もしくは当社が検針を必要と認めた日から、次の検針日の前日

もしくは当社が検針を必要と認めた日の検針日の前日までの期間が24日以下
または36日以上となった場合

②新たにガスの使用を開始した場合(お客さまの申し込みにより、ガスメーターを
開栓した日をいいます。)で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった
場合

③ガス需給約款27(需給契約の廃止)(1)および(2)イ、ロ、ガス需給約款28(解
約等)の規定により終了等を行った場合で、料金算定期間が29日以下または36
日以上となった場合

④ガス需給約款21(供給または使用の制限等)(1)の規定によりガスの供給を
停止した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合(ガス
需給約款21(供給または使用の制限等)による供給停止に伴う検針と需給約款
22(供給の制限等の解除)による供給再開に伴う検針を行わなかったものとし
た場合を除きます。)

⑤ガス需給約款22(供給の制限等の解除)の規定によりガスの供給を再開した
場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合(ガス需給約
款21(供給または使用の制限等)による供給停止に伴う検針とガス需給約款22
(供給の制限等の解除)による供給再開に伴う検針を行わなかったものとした
場合を除きます。)

⑥21(供給または使用の制限等)(2)の規定によりガスの供給を中止または
お客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しな
かった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合
には、料金はいただきません。

(3)当社は、(2)①から⑤までの規定により料金の日割計算をする場合は、別表第1
によります。

(4)当社は、(2)⑥の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第2によります。

4 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

この料金表による供給ガスにおける熱量、圧力、燃焼性は、次のとおりと

いたします。

なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、この料金表による供給ガスの類別は13Aであるため、13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱 量 標準熱量……45メガジュール

最低熱量……44メガジュール

圧 力 最高圧力……2.5キロパスカル

最低圧力……1.0キロパスカル

燃焼性 最高燃焼速度……47

最低燃焼速度……35

最高ウォツベ指数……57.8

最低ウォツベ指数……52.7

6 そ の 他

その他の事項については、ガス需給約款に定めるところによるものといたします。

(別表第1)

料金の日割計算(1)

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、2(ガス料金)(1)から(6)の料金表のいずれの料金を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金 × 日割計算日数 / 30

<備考>

① 基本料金は、2(ガス料金)(1)から(6)の料金表における基本料金

② 日割計算日数は、料金算定期間の日数

③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

従量料金は、2(ガス料金)の規定によります。

(別表第2)

料金の日割計算(2)

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、2(ガス料金)(1)から(6)の料金表のいずれの料金を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金 × (30 - 供給中止期間の日数) / 30

<備考>

① 基本料金は、2(ガス料金)(1)から(6)の料金表における基本料金

② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給開始の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30

③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

従量料金は、2(ガス料金)の規定によります。

附 則（実施期日）

1. 実施の期日

この料金表は、2019年10月1日から実施いたします。

2. この料金表の実施に伴う切り替え措置

当社は、「消費税等に関する経過措置」に基づき、2019年9月30日以前から継続して供給し、2019年10月1日から2019年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、消費税率を8パーセントとし、以下に定める料金表により算定いたします。

ガス料金表	1ヶ月のガスご使用量	基本料金(円/月)	従量料金単価(円/m ³)
A表	0 m ³ から 20 m ³ まで	745.20 円	142.66 円
B表	20 m ³ をこえ 80 m ³ まで	1,036.80 円	128.08 円
C表	80 m ³ をこえ 200 m ³ まで	1,209.60 円	125.92 円
D表	200 m ³ をこえ 500 m ³ まで	1,857.60 円	122.68 円
E表	500 m ³ をこえ 800 m ³ まで	6,177.60 円	114.04 円
F表	800 m ³ をこえる場合	12,225.60 円	106.48 円

別 表(原料費調整)

1 原料費調整額の算定

(1)平均原料価格

1トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A=各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格

B=各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LPG価格

$$\alpha = 0.9479$$

$$\beta = 0.0546$$

(2)原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1トン当たりの平均原料価格が57,250円を下回る場合

$$\frac{\text{原料費}}{\text{調整単価}} = (57,250\text{円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{\text{2の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 1トン当たりの平均原料価格が57,250円を上回る場合

$$\frac{\text{原料費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均原料価格} - 57,250\text{円}) \times \frac{\text{2の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

なお、原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

(3)原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、

次のとおりいたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(4)原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1 立方メートルにつき 8銭1厘

3 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1(1)の各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格、1トン当たりの平均LPG価格および1(2)によって算定された原料費調整単価をお知らせいたします。